

船舶事故調査報告書

平成23年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年9月30日 05時00分ごろ～07時50分ごろの間）
発生場所	不明（兵庫県南あわじ市福良漁港沖の鳴門海峡）
事故調査の経過	平成23年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 光新丸、3.1トン HG3-36115（漁船登録番号）、個人所有 9.45m(Lr)×2.56m×0.72m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数70、昭和62年5月
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年4月30日 免許証交付日 平成18年11月2日 (平成23年11月5日まで有効)
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、トローリング漁のため、平成23年9月30日05時00分ごろ福良漁港を出港し、同漁港沖の鳴門海峡中央部の漁場に向かった。 徳島海上保安部は、07時50分ごろ、本船が福良漁港の鳴門海峡を隔てた対岸に当たる徳島県鳴門市大毛島の砂浜に乗り揚げ、船内に人が倒れているとの通報を受け、出動して確認したところ、船長が、船尾甲板右舷に設置された釣り糸を巻き上げるためのラインローラーに作業服が巻き込まれ、作業服が左首から右腋にかけて巻き付いた状態で倒れているのを発見した。 船長は、病院に搬送され、08時30分ごろ死亡が確認された。死因は窒息死と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南南東、風速 約1.1～2.0m/s 海象：海面 穏やか
その他の事項	トローリング漁の操業においては、ラインローラーの大小2個のローラー接触部に釣り糸を通し、電動モーターの駆動力により釣り糸を巻き上げていた。（写真1 ラインローラー 参照） ラインローラーの発停スイッチ、速度調整ノブ及び回転方向切換ノブ

	<p>は、ローラー横の電動モーター部に付設されていた。</p> <p>ラインローラー駆動用電動モーターの出力は、350Wであった。</p> <p>船長は、本事故当時、作業着としてスポーツ用ジャージの長袖上着を着用し、手袋は着用していなかった。</p> <p>船長は、漁師としての経験は約60年であり、2月～3月の休漁期を除いて周年トローリング漁に従事し、健康であった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>不明</p> <p>なし</p> <p>船長の死因は、窒息死であった。</p> <p>本船は、05時00分ごろ福良漁港を出港して付近の鳴門海峡中央部の漁場に向かい、07時50分ごろ、大毛島の砂浜に乗り揚げ、船長がラインローラーに作業服を巻き込まれた状態で船内に倒れているところを発見されたので、この間において、トローリング漁の操業中、船長が、ラインローラーに作業服を巻き込まれたことから、作業服で首を絞めつけられて窒息死したものと考えられるが、作業服が巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、福良漁港沖の鳴門海峡でトローリング漁の操業中、船長がラインローラーに作業服を巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>	

写真1 ラインローラー

